

亀山市都市公園の占用の許可及び行為の許可に係る使用料の減免に関する要領

令和2年10月1日

(使用料の減免)

第1条 亀山市都市公園条例（平成17年条例第130号。）第16条第3項の市長が必要と認める場合は、次の各号に掲げる申請に応じて許可をする場合その他市長が必要と認める場合をいう。

- (1) 官公署からの申請
- (2) 国又は地方公共団体（これらに属する機関を含む。以下同じ。）が構成員となっている協議会、自治会、町内会（地縁団体）、子供会、老人会等からの申請
- (3) 学校行事、保育行事等に伴う申請
- (4) 地域振興、社会福祉、学術文化振興、防犯、健康の増進、観光振興、防災、都市公園の利用促進を目的とした申請（営利企業活動、私的利用等を目的とした占用に係る申請を除く。）
- (5) 国又は地方公共団体が後援する催物等に係る申請（営利企業活動、私的利用等を目的とした占用に係る申請を除く。）
- (6) 以上のほか申請について市長が必要と認める場合